

第 10 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 3 年 9 月 17 日 金曜日 9 時 30 分

会津美里町役場 本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第10回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和3年9月17日 金曜日 9時30分～10時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	3番 村松 祐一	2番 眞鍋 伸太郎
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間舩 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 眞部 剛
		推進委員 齋藤 仁
	推進委員 山田 幸市	
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 栄一
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 11名出席／12名	
	推進委員 2名出席／10名	

4. 議事録署名人 1番 渡部 稔 3番 村松 祐一

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長

金子 吉弘

事務局次長

立川 昇

係長

田邊 実千代

主事

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局長 会議の前に、ご報告いたします。全ての委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局長 それでは、ただいまから、第10回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
1番 渡部 稔 委員、3番 村松 祐一 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号14番、譲渡人は 、譲受人は 。
申請農地は旭館端字栢原12番 畑 1,130㎡ であります。

申請事由としては、譲渡が耕作不便・低生産地のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償となっております。

これは、長年にわたり さんに作ってもらっていた畑を、今回譲渡するもので、両者合意の上となっております。

権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第37号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第37号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第5条関係】

議 長 次に、議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号7番、設定人は 、
被設定人は 。

申請農地は、字本屋敷33番 外5筆 田 12,000㎡ であります。

移転時期及び価格は、許可日以降で1㎡あたり313円の賃料となります。

権利移転の理由ですが、砂利採取及び構造改善 で一時転用案件であります。

工事着工及び完成は、許可日より1年間の予定となっております。

建築物の名称及び面積は、砂利採取 12,000 m²。

現地調査を実施しております。

なお、10,000 m²を超えるため、地区担当の常設審議委員である、昭和村農業委員会の会長にも現地調査に同席をいただいております。

議長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号7番について、山田幸市委員より報告願います。

山田委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。

令和3年8月31日 午後2時から調査を行いました。

出席者は、被設定人の 〇〇〇〇 さん、県常設審議委員会より、昭和村農業委員会会長 〇〇〇〇、町農業委員会より、佐藤孝夫 委員と私、事務局により現地調査をしております。

転用目的は、砂利採取及び構造改善で、被設定人が本郷地域で毎年行っている砂利採取のための一時転用となります。

付近への被害防止策などですが、降雨等による災害がないように日常的な業務点検を実施し、表土の積み上げは保安距離・勾配を守り、法面は締め固めるとのことで、土砂流出の恐れはないものと思われま

す。農業用排水施設への影響ですが、汚水排水は発生せず、雨水については、自然地下浸透となります。

進入路となる農業用排水施設については、コンクリートで蓋をかけ、良質土で盛土し、鉄板を敷いて作業を行うとのことで、施設への影響はないものと思われま

す。その他周辺農地への影響ですが、付近の巡視や防塵のための散水を行い、車両通行などの安全面にも配慮するとのことで、影響はないものと思われま

す。以上報告いたします。よろしく願います。

議長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第38号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 38 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 39 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、利用権設定について、質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 39 号 利用権設定については原案のとおり決定いたします。
これをもって議案の審議を終了いたします。

【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 40 号 遊休農地にかかる非農地の決定についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 通し番号 33 番、農地の所在は、字安田乙 930 番 3 です。地目、面積、現況確認日等については、一覧表のとおりです。

所有者は さん です。

現地確認については、農業委員会より委員2名と事務局で現地調査をしております。その結果原野とすることが妥当との判断であります。

議 長 以上で説明が終わりました。
本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。
通し番号33番について、本名 京子 委員より報告願います。

本名委員 非農地判断のための現地調査について報告を申し上げます。
通し番号33番 非農地化希望申請者は、 さん です。
当該地については、農地法の運用第4（2）の所有者からの申請に基づき、令和3年8月27日 午前9時から調査を行いました。
出席者は、土地所有者の さんの代理人として、弟の さん、土地家屋調査士、調査委員は、渡部委員と私、事務局により現地調査をしております。
判断基準は、農地法の運用第4（4）に基づき判断いたしました。
安田乙930番3は、安田集落の南の端に位置しております。現地を精査し、代理人及び事務局より聞き取りをしたところ、
30年以上不耕作地となっており、竹や雑木が生い茂り原野化の様相で再生困難な農地と判断いたしました。
申請地は、隣地が宅地や農作業道であり、他の農地への影響はありません。
そこで、安田乙930番3について 非農地 原野 であると判断いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第40号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第40号は原案のとおり決定いたしました。
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第39号から第41号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第39号につきましては、相続による農地の取得でございます。2件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思います。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第40号 合意解約についてであります。
3件の届出が提出されております。それぞれの事由によりまして、両者合意に基づいて解約した案件につきまして報告いたします。内容については説明を省略したいと思います。

【現況確認証明書の交付について】

事務局次長 申請人は、
申請地は、米田字前北山甲 2145 番 山林 545 m²であります。
福島県現況確認証明書等交付事務要領に基づき、農業委員・推進委員3名及び本人、事務局によって現地を確認しております。
その結果、現地は非農地であるとの判断をいただいております。
以上であります。

議 長 以上で説明が終わりました。
本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。
受付番号1番について、柴崎陽 委員より報告願います。

柴崎委員 現況確認証明のための現地調査について報告を申し上げます。
受付番号1番、申請者は、 さんです。当該地
については、土地所有者からの申請に基づき、
令和3年9月9日 午前10時から調査を行いました。
出席者は、土地所有者の さんと、妻の さん、司法書士の さん、
調査委員は、福田委員、山内祐太郎委員と私、事務局により現地調査をしてお
ります。
判断基準は、農地法第2条第1項及び「農地法の運用について」第4の(4)
に基づき判断いたしました。
申請地は、JR根岸駅の北西、県道59号線沿いに位置しております。
現地は、雑木が生い茂り、完全に森林の様相を呈しているため、
再生困難な土地であると確認いたしました。
また、隣地は山林や宅地であるため、他の農地への影響はありません。
そこで、米田字前北山甲2145番 については、現況山林であると判断いた
しました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第10回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたしま
す。慎重審議ありがとうございました。

《 10:00 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印
(松本 吉弥)

会議録署名人 _____ 印
(1 番 渡部 稔)

会議録署名人 _____ 印
(3 番 村松 祐一)